

伊東市国民健康保険運営協議会報告資料

目 次

- ・ 伊東市国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 1～18 ページ
- ・ 令和7年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（素案）の編成について
・・・・・・・・・・ 19～21 ページ
- ・ 令和8年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算（素案）の編成について
・・・・・・・・・・ 22～30 ページ

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例参考書（案）

（改正の趣旨・概要）

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）のうち、令和8年4月1日施行の地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正において、国民健康保険税の納税義務者に対する課税額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金課税額が追加されたこと並びに令和7年4月1日施行の地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）において賦課限度額の一部が改正されたことなどから、所要の改正をするため、伊東市国民健康保険税条例（昭和40年伊東市条例第3号）の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 課税額に子ども・子育て支援納付金課税額が追加されたことに伴い、基礎課税額に係る課税額の定義を改めるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税額の定義を定める改正（第2条第1項第1号及び第4号、同条第5項関係）
- (2) 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を増額する改正及び子ども・子育て支援納付金課税額に係る賦課限度額を定める改正（第2条第2項、同条第3項及び第5項、第21条第1項各号列記以外の部分関係）
- (3) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額の税率を定める改正（第7条の3関係）
- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額を定める改正（第7条の4関係）
- (5) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額を定める改正（第7条の5関係）
- (6) 子ども・子育て支援納付金課税額から減額する被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額に係る改正（第21条第1項第1号カ及びキ、同項第2号カ及びキ、同項第3号カ及びキ、同条第2項第3号、同条第3項第7号から第9号までの規定、同条第4項関係）
- (7) 国民健康保険税の第1期の納期の改正（第10条関係）
- (8) 国民健康保険税の減免申請期限の改正（第21条の3第2項、附則第15項関係）
- (9) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額の税率について、分離課税の所得

に係る国民健康保険税の課税の特例を適用させるための改正（附則第3項、第4項、第6項から第13項までの規定関係）

(10) 施行期日（附則第1項関係） 令和8年4月1日

(11) 経過措置（附則第2項関係）

この条例による改正後の伊東市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

伊東市国民健康保険税条例（昭和40年伊東市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（静岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第7条の2の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第7条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.2を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第10条中「7月15日から同月31日まで」を「7月15日から8月5日まで」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条」を「、同条」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,120円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 140円

第21条第1項第2号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 800円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 100円

第21条第1項第3号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 320円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 40円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

- ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 240円
- イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 400円
- ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 640円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 800円

第21条第3項各号列記以外の部分中「課する所得割額及び被保険者均等割額」を「課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、「当該所得割額及び被保険者均等割額」を「当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第21条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長は災害等これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第7条」を「第7条、第7条の3」に改め、第15項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊東市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額) 第2条 略</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、静岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（静岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定し</p>	<p>(課税額) 第2条 略</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、静岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</u></p> <hr/> <p>_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定し</p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
<p>た所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p><u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）</u></p> <p><u>第7条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.2を乗じて算定する。</u></p> <p><u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）</u></p> <p><u>第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円とする。</u></p> <p><u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）</u></p> <p><u>第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。</u></p> <p>（納期）</p> <p>第10条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月15日から8月5日まで</u></p>	<p>た所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>（納期）</p> <p>第10条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月15日から同月31日まで</u></p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
<p>第2期 8月15日から同月31日まで 第3期 9月15日から同月30日まで 第4期 10月15日から同月31日まで 第5期 11月15日から同月30日まで 第6期 12月15日から同月25日まで 第7期 1月15日から同月31日まで 第8期 2月15日から同月末日まで</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.6万円</u>を超える場合には、<u>6.6万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2.6万円</u>を超える場合には、<u>2.6万円</u>）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,120円</u></p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14</u></p>	<p>第2期 8月15日から同月31日まで 第3期 9月15日から同月30日まで 第4期 10月15日から同月31日まで 第5期 11月15日から同月30日まで 第6期 12月15日から同月25日まで 第7期 1月15日から同月31日まで 第8期 2月15日から同月末日まで</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.5万円</u>を超える場合には、<u>6.5万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2.4万円</u>を超える場合には、<u>2.4万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）</p> <hr/> <p>_____の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～オ 略</p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p><u>0円</u></p> <p>(2) 略 ア～オ 略</p> <p>カ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 800円</u></p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 100円</u></p> <p>(3) 略 ア～オ 略</p> <p>カ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 320円</u></p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 40円</u></p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額</u></p> <p>ア <u>前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 240円</u></p> <p>イ <u>前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 400円</u></p> <p>ウ <u>前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 640円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 800円</u></p>	<p>(2) 略 ア～オ 略</p> <p>(3) 略 ア～オ 略</p> <p>2 略 (1)及び(2) 略</p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、<u>当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日</p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、<u>当該所得割額及び被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p><u>以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項について同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p> <p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第21条の3 略</p> <p>2 前項の規定により、国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長は災害等これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条、第7条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第</p>	<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第21条の3 略</p> <p>2 前項の規定により、国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 _____</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条</u> _____及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第</p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>2 1 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 4 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 7 条、第 7 条の 3</u>及び第 2 1 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 2 1 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 7 条、第 7 条の 3</u>及び第 2 1 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び</p>	<p>2 1 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 4 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 7 条</u>及び第 2 1 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 2 1 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 7 条</u><u>_____</u>及び第 2 1 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び</p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条、第7条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条、第7条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「</p>	<p>山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「</p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条、第7条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条、第7条の3</u>及び第2</p>	<p>同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条</u>及び第2</p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>1 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項（同法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 2 1 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 2 1 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 7 条、第 7 条の 3</u>及び第 2 1 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項（同法第 1 2 条第 6 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第 2 1 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」と</p>	<p>1 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項（同法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 2 1 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 2 1 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、<u>第 7 条</u>及び第 2 1 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項（同法第 1 2 条第 6 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第 2 1 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」と</p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
<p>あるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条、第7条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得</p>	<p>あるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得</p>

伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
<p>を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条、第7条の3</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>を有する場合における第3条、第6条、<u>第7条</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p><u>15 前項の場合における第21条の3第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</u></p>

令和7年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（素案）

総括

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,544,465	0	1,544,465
2 使用料及び手数料	1,001	0	1,001
3 国庫支出金	18,097	0	18,097
4 県支出金	5,773,029	△ 7,285	5,765,744
5 財産収入	3,464	0	3,464
6 繰入金	699,499	8,756	708,255
7 繰越金	126,717	0	126,717
8 諸収入	54,768	0	54,768
歳入合計	8,221,040	1,471	8,222,511

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	199,979	1,254	201,233
2 保険給付費	5,637,339	0	5,637,339
3 国民健康保険 事業費納付金	2,174,822	0	2,174,822
4 保健事業費	134,729	217	134,946
5 基金積立金	3,464	0	3,464
6 公債費	100	0	100
7 諸支出金	65,607	0	65,607
8 予備費	5,000	0	5,000
歳出合計	8,221,040	1,471	8,222,511

令和7年度 伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（素案）参考（歳入） （単位：千円）

款 項 目 節 説	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
4 県支出金	5,773,029	△ 7,285	5,765,744	
1 県補助金	5,773,028	△ 7,285	5,765,743	
1 保険給付費等交付金	5,773,028	△ 7,285	5,765,743	
2 特別交付金	179,736	△ 7,285	172,451	
1 保険者努力支援分	29,692	△ 5,676	24,016	
2 特別調整交付金分（市町村分）	9,658	△ 1,609	8,049	
6 繰入金	699,499	8,756	708,255	
1 一般会計繰入金	694,407	△ 12,233	682,174	
1 一般会計繰入金	694,407	△ 12,233	682,174	
1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	262,431	△ 3,068	259,363	
1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	262,431	△ 3,068	259,363	
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	157,911	△ 4,938	152,973	
1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	157,911	△ 4,938	152,973	
3 未就学児均等割保険税繰入金	3,097	△ 209	2,888	
1 未就学児均等割保険税繰入金	3,097	△ 209	2,888	
4 職員給与費等繰入金	180,651	1,254	181,905	
1 職員給与費等繰入金	180,651	1,254	181,905	
5 産前産後保険税繰入金	110	450	560	
1 産前産後保険税繰入金	110	450	560	
7 財政安定化支援事業繰入金	36,217	△ 5,939	30,278	
1 財政安定化支援事業繰入金	36,217	△ 5,939	30,278	
8 その他一般会計繰入金	37,324	217	37,541	
1 その他一般会計繰入金	37,324	217	37,541	
2 基金繰入金	5,092	20,989	26,081	
1 国民健康保険事業基金繰入金	5,092	20,989	26,081	
1 国民健康保険事業基金繰入金	5,092	20,989	26,081	
1 国民健康保険事業基金繰入金	5,092	20,989	26,081	
歳 入 合 計	8,221,040	1,471	8,222,511	

令和7年度 伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（素案）参考（歳出）

（単位：千円）

款 項 目 事 節 説	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
1 総務費	199,979	1,254	201,233	
1 総務管理費	177,314	1,131	178,445	
1 一般管理費	173,176	1,131	174,307	
2 一般管理費	59,535	1,131	60,666	
1 報酬	13,822	729	14,551	
4 会計年度任用職員報酬	13,822	729	14,551	
3 職員手当等	4,817	341	5,158	
24 パートタイム会計年度任用職員期末手当	2,618	183	2,801	
28 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	2,199	158	2,357	
4 共済費	3,141	61	3,202	
1 地方公務員共済組合負担金	1,055	16	1,071	
10 社会保険料	2,086	45	2,131	
2 徴税費	21,848	123	21,971	
1 賦課徴収費	21,848	123	21,971	
2 賦課徴収費	20,001	123	20,124	
1 報酬	4,769	128	4,897	
4 会計年度任用職員報酬	4,769	128	4,897	
3 職員手当等	2,063	△ 53	2,010	
24 パートタイム会計年度任用職員期末手当	1,099	62	1,161	
28 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	964	△ 115	849	
4 共済費	1,028	48	1,076	
10 社会保険料	670	48	718	
4 保健事業費	134,729	217	134,946	
1 特定健康診査等事業費	100,803	217	101,020	
1 特定健康診査等事業費	100,803	217	101,020	
2 特定健康診査等事業費	99,268	217	99,485	
1 報酬	2,390	113	2,503	
4 会計年度任用職員報酬	2,390	113	2,503	
3 職員手当等	889	61	950	
24 パートタイム会計年度任用職員期末手当	483	33	516	
28 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	406	28	434	
4 共済費	509	43	552	
1 地方公務員共済組合負担金	178	13	191	
10 社会保険料	331	30	361	
歳 出 合 計	8,221,040	1,471	8,222,511	

令和8年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算（素案）

総括

（歳入）

（単位：千円）

款	本年度 当初予算額 A	同左 構成比 (%)	前年度 当初予算額 B	同左 構成比 (%)	比較 (A-B)	前年度 対比 (%) (A/B)
1 国民健康保険税	1,438,634	17.62	1,544,465	18.85	△ 105,831	93.15
2 使用料及び手数料	246	0.00	1,001	0.01	△ 755	24.58
3 国庫支出金	895	0.01	70	0.00	825	1,278.57
4 県支出金	5,546,592	67.92	5,773,029	70.46	△ 226,437	96.08
5 財産収入	9,421	0.12	3,464	0.04	5,957	271.97
6 繰入金	1,104,030	13.52	804,805	9.82	299,225	137.18
7 繰越金	1	0.00	1	0.00	0	100.00
8 諸収入	66,181	0.81	66,165	0.81	16	100.02
歳入合計	8,166,000	100.00	8,193,000	100.00	△ 27,000	99.67

（歳出）

（単位：千円）

款	本年度 当初予算額 A	同左 構成比 (%)	前年度 当初予算額 B	同左 構成比 (%)	比較 (A-B)	前年度 対比 (%) (A/B)
1 総務費	172,286	2.11	177,545	2.17	△ 5,259	97.04
2 保険給付費	5,407,317	66.22	5,637,339	68.81	△ 230,022	95.92
3 国民健康保険事業費納付金	2,378,839	29.13	2,174,822	26.54	204,017	109.38
4 保健事業費	133,036	1.63	134,729	1.64	△ 1,693	98.74
5 基金積立金	9,421	0.12	3,464	0.04	5,957	271.97
6 公債費	100	0.00	100	0.00	0	100.00
7 諸支出金	60,001	0.73	60,001	0.73	0	100.00
8 予備費	5,000	0.06	5,000	0.06	0	100.00
歳出合計	8,166,000	100.00	8,193,000	100.00	△ 27,000	99.67

令和8年度 伊東市国民健康保険事業特別会計予算(素案)参考(歳入)		(単位:千円)			
款 項 目 節 説明	当初予算(案)	7年度当初予算	8年度-7年度	増減率	備考
1 国民健康保険税	1,438,634	1,544,465	△ 105,831	△ 6.85	
1 国民健康保険税	1,438,634	1,544,465	△ 105,831	△ 6.85	
1 国民健康保険税	1,438,634	1,544,465	△ 105,831	△ 6.85	
1 医療給付費現年課税分	869,318	961,433	△ 92,115	△ 9.58	
1 医療給付費現年課税分	869,318	961,433	△ 92,115	△ 9.58	
2 後期高齢者支援金等現年課税分	336,904	372,566	△ 35,662	△ 9.57	
1 後期高齢者支援金等現年課税分	336,904	372,566	△ 35,662	△ 9.57	
3 介護納付金現年課税分	126,038	136,827	△ 10,789	△ 7.89	
1 介護納付金現年課税分	126,038	136,827	△ 10,789	△ 7.89	
4 子ども・子育て支援納付金現年課税分	34,951	0	34,951	皆増	
1 子ども・子育て支援納付金現年課税分	34,951	0	34,951	皆増	
5 医療給付費滞納繰越分	45,641	47,040	△ 1,399	△ 2.97	
1 医療給付費滞納繰越分	45,641	47,040	△ 1,399	△ 2.97	
6 後期高齢者支援金等滞納繰越分	17,058	17,561	△ 503	△ 2.86	
1 後期高齢者支援金等滞納繰越分	17,058	17,561	△ 503	△ 2.86	
7 介護納付金滞納繰越分	8,724	9,038	△ 314	△ 3.47	
1 介護納付金滞納繰越分	8,724	9,038	△ 314	△ 3.47	
2 使用料及び手数料	246	1,001	△ 755	△ 75.42	
1 手数料	246	1,001	△ 755	△ 75.42	
1 総務手数料	246	1,001	△ 755	△ 75.42	
1 総務手数料	1	1	0	0.00	
1 伊東市手数料徴収条例一般証明手数料	1	1	0	0.00	
2 督促手数料	245	1,000	△ 755	△ 75.50	
1 伊東市手数料徴収条例	245	1,000	△ 755	△ 75.50	
3 国庫支出金	895	70	825	1,178.57	
1 国庫補助金	70	70	0	0.00	
1 災害臨時特例補助金	70	70	0	0.00	
1 災害臨時特例補助金	70	70	0	0.00	
1 災害臨時特例補助金	70	70	0	0.00	
2 子ども・子育て支援事業費補助金	825	0	825	皆増	
1 子ども・子育て支援事業費補助金	825	0	825	皆増	
1 子ども・子育て支援事業費補助金	825	0	825	皆増	
4 県支出金	5,546,592	5,773,029	△ 226,437	△ 3.92	
1 県補助金	5,546,591	5,773,028	△ 226,437	△ 3.92	
1 保険給付費等交付金	5,546,591	5,773,028	△ 226,437	△ 3.92	
1 普通交付金	5,364,271	5,593,292	△ 229,021	△ 4.09	
1 普通交付金	5,364,271	5,593,292	△ 229,021	△ 4.09	
2 特別交付金	182,320	179,736	2,584	1.44	
1 保険者努力支援分	28,394	29,692	△ 1,298	△ 4.37	
2 特別調整交付金(市町村分)	9,747	9,658	89	0.92	
3 県繰入金(2号分)	116,181	110,007	6,174	5.61	
4 特定健康診査等負担金	27,998	30,379	△ 2,381	△ 7.84	
2 財政安定化基金交付金	1	1	0	0.00	
1 財政安定化基金交付金	1	1	0	0.00	
1 財政安定化基金交付金	1	1	0	0.00	
1 財政安定化基金交付金	1	1	0	0.00	
5 財産収入	9,421	3,464	5,957	171.97	
1 財産運用収入	9,421	3,464	5,957	171.97	
1 利子及び配当金	9,421	3,464	5,957	171.97	
1 利子及び配当金	9,421	3,464	5,957	171.97	
1 国民健康保険事業基金積立金利子	9,421	3,464	5,957	171.97	

令和8年度 伊東市国民健康保険事業特別会計予算(素案)参考(歳入) (単位:千円)

款 項 目 節 説明	当初予算(案)	7年度当初予算	8年度-7年度	増減率	備考
6 繰入金	1,104,030	804,805	299,225	37.18	
1 一般会計繰入金	690,000	690,000	0	0.00	
1 一般会計繰入金	690,000	690,000	0	0.00	
1 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	253,427	262,431	△ 9,004	△ 3.43	
1 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	253,427	262,431	△ 9,004	△ 3.43	
2 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	148,260	157,911	△ 9,651	△ 6.11	
1 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	148,260	157,911	△ 9,651	△ 6.11	
3 未就学児均等割保険税繰入金	2,967	3,097	△ 130	△ 4.20	
1 未就学児均等割保険税繰入金	2,967	3,097	△ 130	△ 4.20	
4 職員給与と費等繰入金	170,502	176,244	△ 5,742	△ 3.26	
1 職員給与と費等繰入金	170,502	176,244	△ 5,742	△ 3.26	
5 産前産後保険税繰入金	180	110	70	63.64	
1 その他一般会計繰入金	180	110	70	63.64	
6 出産育児一時金繰入金	0	16,666	△ 16,666	皆減	
1 出産育児一時金繰入金	0	16,666	△ 16,666	皆減	
7 財政安定化支援事業繰入金	35,006	36,217	△ 1,211	△ 3.34	
1 財政安定化支援事業繰入金	35,006	36,217	△ 1,211	△ 3.34	
8 その他一般会計繰入金	79,658	37,324	42,334	113.42	
1 その他一般会計繰入金	79,658	37,324	42,334	113.42	
2 基金繰入金	414,030	114,805	299,225	260.64	
1 国民健康保険事業基金繰入金	414,030	114,805	299,225	260.64	
1 国民健康保険事業基金繰入金	414,030	114,805	299,225	260.64	
1 国民健康保険事業基金繰入金	414,030	114,805	299,225	260.64	
7 繰越金	1	1	0	0.00	
1 繰越金	1	1	0	0.00	
1 繰越金	1	1	0	0.00	
1 繰越金	1	1	0	0.00	
1 繰越金	1	1	0	0.00	
8 諸収入	66,181	66,165	16	0.02	
1 延滞金加算金及び過料	5,004	5,004	0	0.00	
1 延滞金	5,002	5,002	0	0.00	
1 延滞金	5,002	5,002	0	0.00	
1 医療給付費分延滞金	5,000	5,000	0	0.00	
2 後期高齢者支援金等分延滞金	1	1	0	0.00	
3 介護納付金分延滞金	1	1	0	0.00	
2 加算金	1	1	0	0.00	
1 加算金	1	1	0	0.00	
1 加算金	1	1	0	0.00	
3 過料	1	1	0	0.00	
1 過料	1	1	0	0.00	
1 過料	1	1	0	0.00	
2 市預金利子	1	1	0	0.00	
1 市預金利子	1	1	0	0.00	
1 市預金利子	1	1	0	0.00	
1 金融機関預金利子	1	1	0	0.00	
3 雑入	61,176	61,160	16	0.03	
1 第三者納付金	8,000	8,000	0	0.00	
1 第三者納付金	8,000	8,000	0	0.00	
1 交通事故等損害賠償金収入	8,000	8,000	0	0.00	
2 返納金	3,000	3,000	0	0.00	
1 返納金	3,000	3,000	0	0.00	
1 療養給付費等返納金	3,000	3,000	0	0.00	
3 雑入	50,176	50,160	16	0.03	
1 雑入	50,176	50,160	16	0.03	
1 雑入	50,176	50,160	16	0.03	
歳 入 合 計	8,166,000	8,193,000	△ 27,000	△ 0.33	

令和8年度 伊東市国民健康保険事業特別会計予算(素案)参考(歳出)

(単位：千円)

款項目事節説明	当初予算(案)	7年度当初予算	8年度-7年度	増減率	備考
1 総務費	172,286	177,545	△ 5,259	△ 2.96	
1 総務管理費	154,223	154,880	△ 657	△ 0.42	
1 一般管理費	150,280	150,839	△ 559	△ 0.37	
1 人件費	108,364	113,641	△ 5,277	△ 4.64	
2 給料	56,064	59,587	△ 3,523	△ 5.91	
2 一般職給	56,064	59,587	△ 3,523	△ 5.91	
3 職員手当等	34,456	34,823	△ 367	△ 1.05	
1 扶養手当	1,116	1,224	△ 108	△ 8.82	
2 一般職地域手当	2,287	1,217	1,070	87.92	
3 住居手当	1,278	1,278	0	0.00	
4 通勤手当	2,220	1,916	304	15.87	
5 特殊勤務手当	72	72	0	0.00	
6 時間外勤務手当	2,919	2,945	△ 26	△ 0.88	
9 休日勤務手当	1	1	0	0.00	
11 一般職期末手当	12,970	13,535	△ 565	△ 4.17	
14 一般職勤勉手当	10,813	11,195	△ 382	△ 3.41	
16 児童手当	780	1,440	△ 660	△ 45.83	
4 共済費	17,844	19,231	△ 1,387	△ 7.21	
1 地方公務員共済組合負担金	17,740	19,136	△ 1,396	△ 7.30	
2 地方公務員災害補償基金負担金	104	95	9	9.47	
2 一般管理費	41,916	37,198	4,718	12.68	
1 報酬	15,029	11,607	3,422	29.48	
4 会計年度任用職員報酬	15,029	11,607	3,422	29.48	
3 職員手当等	5,762	4,391	1,371	31.22	
24 パートタイム会計年度任用職員期末手当	3,129	2,386	743	31.14	
28 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	2,633	2,005	628	31.32	
4 共済費	3,400	2,551	849	33.28	
1 地方公務員共済組合負担金	1,136	895	241	26.93	
10 社会保険料	2,264	1,656	608	36.71	
8 旅費	1,000	837	163	19.47	
8 費用弁償	804	618	186	30.10	
18 普通旅費	196	219	△ 23	△ 10.50	
10 需用費	2,936	3,072	△ 136	△ 4.43	
1 消耗品費	1,244	1,237	7	0.57	
5 印刷製本費	1,692	1,835	△ 143	△ 7.79	
11 役務費	10,417	11,604	△ 1,187	△ 10.23	
1 通信運搬費	3,382	3,385	△ 3	△ 0.09	
6 手数料	7,035	8,219	△ 1,184	△ 14.41	
12 委託料	1,463	253	1,210	478.26	
1 国保実績報告書等システム保守委託料	253	253	0	0.00	
2 国保実績報告書等システム改修委託料	385	0	385	皆増	
3 国保賦課システム改修委託料	825	0	825	皆増	
13 使用料及び賃借料	1,049	1,475	△ 426	△ 28.88	
14 機械器具借上料	1,049	1,475	△ 426	△ 28.88	
18 負担金補助及び交付金	860	1,408	△ 548	△ 38.92	
1 電算機等使用料負担金	0	657	△ 657	皆減	
2 オンライン資格確認システム等運営負担金	860	751	109	14.51	
2 広報費	1,007	1,047	△ 40	△ 3.82	
1 広報費	1,007	1,047	△ 40	△ 3.82	
10 需用費	1,007	1,047	△ 40	△ 3.82	
1 消耗品費	279	319	△ 40	△ 12.54	
5 印刷製本費	728	728	0	0.00	
3 研修費	92	92	0	0.00	
1 研修費	92	92	0	0.00	
8 旅費	92	92	0	0.00	
8 費用弁償	16	16	0	0.00	
28 研修旅費	76	76	0	0.00	

令和8年度 伊東市国民健康保険事業特別会計予算(素案)参考(歳出)		(単位:千円)			
款項目事節説明	当初予算(案)	7年度当初予算	8年度-7年度	増減率	備考
4 諸費	2,844	2,902	△ 58	△ 2.00	
1 諸費	2,844	2,902	△ 58	△ 2.00	
18 負担金補助及び交付金	2,844	2,902	△ 58	△ 2.00	
1 県国保団体連合会負担金	2,844	2,902	△ 58	△ 2.00	
2 徴税费	17,246	21,848	△ 4,602	△ 21.06	
1 賦課徴収費	17,246	21,848	△ 4,602	△ 21.06	
1 人件費	1,830	1,847	△ 17	△ 0.92	
3 職員手当等	1,830	1,847	△ 17	△ 0.92	
6 時間外勤務手当	1,829	1,846	△ 17	△ 0.92	
9 休日勤務手当	1	1	0	0.00	
2 賦課徴収費	15,416	20,001	△ 4,585	△ 22.92	
1 報酬	5,169	4,769	400	8.39	
4 会計年度任用職員報酬	5,169	4,769	400	8.39	
3 職員手当等	1,941	2,063	△ 122	△ 5.91	
24 パートタイム会計年度任用職員期末手当	1,054	1,099	△ 45	△ 4.09	
28 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	887	964	△ 77	△ 7.99	
4 共済費	1,111	1,028	83	8.07	
1 地方公務員共済組合負担金	365	358	7	1.96	
10 社会保険料	746	670	76	11.34	
8 旅費	116	170	△ 54	△ 31.76	
8 費用弁償	108	162	△ 54	△ 33.33	
18 普通旅費	8	8	0	0.00	
10 需用費	387	387	0	0.00	
1 消耗品費	44	44	0	0.00	
3 燃料費	42	42	0	0.00	
5 印刷製本費	279	279	0	0.00	
7 修繕費	22	22	0	0.00	
11 役務費	6,374	6,421	△ 47	△ 0.73	
1 通信運搬費	2,765	2,802	△ 37	△ 1.32	
6 手数料	3,592	3,602	△ 10	△ 0.28	
7 保険料	17	17	0	0.00	
13 使用料及び賃借料	218	263	△ 45	△ 17.11	
13 自動車借上料	218	263	△ 45	△ 17.11	
18 負担金補助及び交付金	100	4,900	△ 4,800	△ 97.96	
1 電算機等使用料負担金	0	4,800	△ 4,800	皆減	
2 マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金	100	100	0	0.00	
3 運営協議会費	817	817	0	0.00	
1 運営協議会費	817	817	0	0.00	
1 運営協議会費	817	817	0	0.00	
1 報酬	761	761	0	0.00	
2 委員報酬	761	761	0	0.00	
8 旅費	56	56	0	0.00	
8 費用弁償	48	48	0	0.00	
18 普通旅費	8	8	0	0.00	

令和8年度 伊東市国民健康保険事業特別会計予算(素案)参考(歳出) (単位:千円)

款項目事節説明	当初予算(案)	7年度当初予算	8年度-7年度	増減率	備考
2 保険給付費	5,407,317	5,637,339	△ 230,022	△ 4.08	
1 療養諸費	4,654,106	4,853,127	△ 199,021	△ 4.10	
1 療養給付費	4,600,000	4,800,000	△ 200,000	△ 4.17	
1 療養給付費	4,600,000	4,800,000	△ 200,000	△ 4.17	
18 負担金補助及び交付金	4,600,000	4,800,000	△ 200,000	△ 4.17	
1 診療報酬保険者負担金	4,600,000	4,800,000	△ 200,000	△ 4.17	
2 療養費	28,000	30,000	△ 2,000	△ 6.67	
1 療養費	28,000	30,000	△ 2,000	△ 6.67	
18 負担金補助及び交付金	28,000	30,000	△ 2,000	△ 6.67	
1 療養費	28,000	30,000	△ 2,000	△ 6.67	
3 審査支払手数料	26,106	23,127	2,979	12.88	
1 審査支払手数料	26,106	23,127	2,979	12.88	
11 役務費	26,106	23,127	2,979	12.88	
9 診療報酬審査支払手数料	26,106	23,127	2,979	12.88	
2 高額療養費	721,000	751,000	△ 30,000	△ 3.99	
1 高額療養費	720,000	750,000	△ 30,000	△ 4.00	
1 高額療養費	720,000	750,000	△ 30,000	△ 4.00	
18 負担金補助及び交付金	720,000	750,000	△ 30,000	△ 4.00	
1 高額療養費	720,000	750,000	△ 30,000	△ 4.00	
2 高額介護合算療養費	1,000	1,000	0	0.00	
1 高額介護合算療養費	1,000	1,000	0	0.00	
18 負担金補助及び交付金	1,000	1,000	0	0.00	
1 高額介護合算療養費	1,000	1,000	0	0.00	
3 移送費	200	200	0	0.00	
1 移送費	200	200	0	0.00	
1 移送費	200	200	0	0.00	
18 負担金補助及び交付金	200	200	0	0.00	
1 移送費	200	200	0	0.00	
4 出産育児諸費	24,011	25,011	△ 1,000	△ 4.00	
1 出産育児一時金	24,000	25,000	△ 1,000	△ 4.00	
1 出産育児一時金	24,000	25,000	△ 1,000	△ 4.00	
18 負担金補助及び交付金	24,000	25,000	△ 1,000	△ 4.00	
1 出産育児一時金	24,000	25,000	△ 1,000	△ 4.00	
2 支払手数料	11	11	0	0.00	
1 支払手数料	11	11	0	0.00	
11 役務費	11	11	0	0.00	
6 手数料	11	11	0	0.00	
5 葬祭諸費	8,000	8,000	0	0.00	
1 葬祭費	8,000	8,000	0	0.00	
1 葬祭費	8,000	8,000	0	0.00	
18 負担金補助及び交付金	8,000	8,000	0	0.00	
1 葬祭費給付金	8,000	8,000	0	0.00	
6 傷病手当諸費	0	1	△ 1	皆減	
1 傷病手当金	0	1	△ 1	皆減	
1 傷病手当金	0	1	△ 1	皆減	
18 負担金補助及び交付金	0	1	△ 1	皆減	
1 傷病手当金	0	1	△ 1	皆減	

令和8年度 伊東市国民健康保険事業特別会計予算(素案)参考(歳出) (単位:千円)

款項目事節説明	当初予算(案)	7年度当初予算	8年度-7年度	増減率	備考
3 国民健康保険事業費納付金	2,378,839	2,174,822	204,017	9.38	
1 医療給付費分	1,541,691	1,386,225	155,466	11.22	
1 医療給付費分	1,541,691	1,386,225	155,466	11.22	
1 医療給付費分	1,541,691	1,386,225	155,466	11.22	
18 負担金補助及び交付金	1,541,691	1,386,225	155,466	11.22	
1 納付金	1,541,691	1,386,225	155,466	11.22	
2 後期高齢者支援金等分	561,330	571,898	△ 10,568	△ 1.85	
1 後期高齢者支援金等分	561,330	571,898	△ 10,568	△ 1.85	
1 後期高齢者支援金等分	561,330	571,898	△ 10,568	△ 1.85	
18 負担金補助及び交付金	561,330	571,898	△ 10,568	△ 1.85	
1 納付金	561,330	571,898	△ 10,568	△ 1.85	
3 介護納付金分	219,382	216,699	2,683	1.24	
1 介護納付金分	219,382	216,699	2,683	1.24	
1 介護納付金分	219,382	216,699	2,683	1.24	
18 負担金補助及び交付金	219,382	216,699	2,683	1.24	
1 納付金	219,382	216,699	2,683	1.24	
4 子ども・子育て支援納付金分	56,436	0	56,436	皆増	
1 子ども・子育て支援納付金分	56,436	0	56,436	皆増	
1 子ども・子育て支援納付金分	56,436	0	56,436	皆増	
18 負担金補助及び交付金	56,436	0	56,436	皆増	
1 納付金	56,436	0	56,436	皆増	
4 保健事業費	133,036	134,729	△ 1,693	△ 1.26	
1 特定健康診査等事業費	104,396	100,803	3,593	3.56	
1 特定健康診査等事業費	104,396	100,803	3,593	3.56	
1 人件費	1,535	1,535	0	0.00	
3 職員手当等	1,535	1,535	0	0.00	
6 時間外勤務手当	1,534	1,534	0	0.00	
9 休日勤務手当	1	1	0	0.00	
2 特定健康診査等事業費	102,861	99,268	3,593	3.62	
1 報酬	2,594	2,390	204	8.54	
4 会計年度任用職員報酬	2,594	2,390	204	8.54	
3 職員手当等	974	889	85	9.56	
24 パートタイム会計年度任用職員期末手当	529	483	46	9.52	
28 パートタイム会計年度任用職員勤働手当	445	406	39	9.61	
4 共済費	570	509	61	11.98	
1 地方公務員共済組合負担金	197	178	19	10.67	
10 社会保険料	373	331	42	12.69	
7 報償費	6,499	6,500	△ 1	△ 0.02	
2 謝礼	6,499	6,500	△ 1	△ 0.02	
8 旅費	307	421	△ 114	△ 27.08	
8 費用弁償	0	108	△ 108	皆減	
28 研修旅費	200	200	0	0.00	
38 特別旅費	107	113	△ 6	△ 5.31	
10 需用費	2,619	2,713	△ 94	△ 3.46	
1 消耗品費	2,000	2,000	0	0.00	
3 燃料費	51	51	0	0.00	
5 印刷製本費	548	642	△ 94	△ 14.64	
7 修繕料	20	20	0	0.00	
11 役務費	5,843	5,788	55	0.95	
1 通信運搬費	3,882	4,000	△ 118	△ 2.95	
6 手数料	1,916	1,723	193	11.20	
7 保険料	45	65	△ 20	△ 30.77	

令和8年度 伊東市国民健康保険事業特別会計予算(素案)参考(歳出) (単位:千円)

款項目事節説明	当初予算(案)	7年度当初予算	8年度-7年度	増減率	備考
12 委託料	78,821	76,825	1,996	2.60	
1 特定健康診査委託料	62,729	65,931	△ 3,202	△ 4.86	
2 特定保健指導委託料	9,084	9,218	△ 134	△ 1.45	
3 受診券作成業務委託料	1,389	1,639	△ 250	△ 15.25	
4 システムネットワーク運用管理補助業務委託料	220	37	183	494.59	
5 健診結果提供用紙作成等業務委託料	335	0	335	皆増	
6 特定健康診査受診勧奨業務委託料	4,008	0	4,008	皆増	
7 服薬適正化事業委託料	1,056	0	1,056	皆増	
13 使用料及び賃借料	4,634	3,233	1,401	43.33	
1 システム使用料	3,909	671	3,238	482.56	
7 駐車場使用料	7	7	0	0.00	
12 会場借上料	40	40	0	0.00	
13 自動車借上料	198	198	0	0.00	
14 機械器具借上料	466	2,303	△ 1,837	△ 79.77	
51 有料道路通行料	14	14	0	0.00	
2 保健事業費	28,640	33,926	△ 5,286	△ 15.58	
1 保健衛生普及費	28,640	33,926	△ 5,286	△ 15.58	
1 人件費	154	154	0	0.00	
3 職員手当等	154	154	0	0.00	
6 時間外勤務手当	138	138	0	0.00	
9 休日勤務手当	16	16	0	0.00	
2 保健衛生普及費	28,486	33,772	△ 5,286	△ 15.65	
7 報償費	2,319	3,092	△ 773	△ 25.00	
2 謝礼	2,319	2,880	△ 561	△ 19.48	
3 賞品代	0	212	△ 212	皆減	
8 旅費	10	10	0	0.00	
18 普通旅費	10	10	0	0.00	
10 需用費	94	356	△ 262	△ 73.60	
1 消耗品費	61	76	△ 15	△ 19.74	
5 印刷製本費	33	280	△ 247	△ 88.21	
11 役務費	10,437	12,480	△ 2,043	△ 16.37	
1 通信運搬費	8,493	10,187	△ 1,694	△ 16.63	
6 手数料	1,873	2,204	△ 331	△ 15.02	
7 保険料	71	89	△ 18	△ 20.22	
12 委託料	15,307	17,486	△ 2,179	△ 12.46	
1 人間ドック検査委託料	9,925	9,925	0	0.00	
2 脳ドック検査委託料	5,382	7,215	△ 1,833	△ 25.41	
3 健康マイレージ賞品発送等業務委託料	0	346	△ 346	皆減	
13 使用料及び賃借料	301	330	△ 29	△ 8.79	
13 自動車借上料	301	330	△ 29	△ 8.79	
18 負担金補助及び交付金	18	18	0	0.00	
1 県市町保健師会負担金	18	18	0	0.00	
5 基金積立金	9,421	3,464	5,957	171.97	
1 基金積立金	9,421	3,464	5,957	171.97	
1 国民健康保険事業基金積立金	9,421	3,464	5,957	171.97	
1 国民健康保険事業基金積立金	9,421	3,464	5,957	171.97	
24 積立金	9,421	3,464	5,957	171.97	
1 国民健康保険事業基金積立金	9,421	3,464	5,957	171.97	
6 公債費	100	100	0	0.00	
1 公債費	100	100	0	0.00	
1 一時借入金利子	100	100	0	0.00	
1 一時借入金利子	100	100	0	0.00	
22 償還金利子及び割引料	100	100	0	0.00	
71 一時借入金利子	100	100	0	0.00	

令和8年度 伊東市国民健康保険事業特別会計予算(素案)参考(歳出)				(単位:千円)	
款項目事節説明	当初予算(案)	7年度当初予算	8年度-7年度	増減率	備考
7 諸支出金	60,001	60,001	0	0.00	
1 償還金及び還付加算金	60,001	60,001	0	0.00	
1 保険税還付金	10,000	10,000	0	0.00	
1 保険税還付金	10,000	10,000	0	0.00	
22 償還金利子及び割引料	10,000	10,000	0	0.00	
65 保険税還付金	10,000	10,000	0	0.00	
2 償還金	50,001	50,001	0	0.00	
1 償還金	50,001	50,001	0	0.00	
22 償還金利子及び割引料	50,001	50,001	0	0.00	
1 国庫支出金返還金	1	1	0	0.00	
2 県支出金返還金	50,000	50,000	0	0.00	
8 予備費	5,000	5,000	0	0.00	
1 予備費	5,000	5,000	0	0.00	
1 予備費	5,000	5,000	0	0.00	
歳 出 合 計	8,166,000	8,193,000	△ 27,000	△ 0.33	